

【背景】

- ・ 高齢化の進展
- ・ 障がい者数の増加
- ・ 外国人旅行者数の増加
- ・ 高齢者の外出の増加
- ・ ユニバーサルデザイン社会・大阪に向けた取組み
- ・ バリアフリー法の改正

【府内の基本構想の現状と課題】

1. 基本構想の作成状況

○基本構想作成数：134地区 33市町（作成率76.7%）  
（全国 16.9%）

○作成時期（下表を参照）

- ・ 旧法(交通バリアフリー法)に基づく作成地区 : 100地区  
→ うち新法(バリアフリー法)に見直した地区 : 11地区
- ・ 新法施行後に作成された地区 : 34地区

○基本構想のある鉄道駅数：202駅（作成率39.3%）

2. 継続協議会の設置状況

- ・ 10市町（毎年開催：8市、隔年開催：2市町）

3. 基本構想の進捗等の公表状況

- ・ 特定事業の進捗の公表：8市
- ・ バリアフリーマップの公表：5市

(地区数) (バリアフリー基本構想 作成状況)



資料：大阪府（平成30年3月末現在）

【目的】

すべての人が自らの意思で自由に移動でき、社会に参加できるよう、さらなるバリアフリー化に向け、市町村がマスタープランや基本構想（以下「基本構想等」という。）の作成・見直しを進めるため、本指針を作成する。

【位置づけ】

本指針は、都道府県の役割が強化された改正バリアフリー法や大阪府ユニバーサルデザイン推進指針等を踏まえ、広域的な観点から府の考え方を示すもの。

【目標】

1. 全市町村における基本構想等の作成・見直し
2. 利用者数3千人以上/日の鉄道駅等のバリアフリー化

【基本的な方向性】

1. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
2. 当事者が参画した協議会における基本構想等の推進
3. ハード・ソフトの一体的な取組みの推進

【市町村の基本構想等の作成・見直しの視点】

1. 面的・一体的なバリアフリー化の促進
2. 鉄道駅等のさらなるバリアフリー化の促進
3. 利用者の特性に応じた分かりやすいバリアフリー情報の提供
4. 災害時、緊急時の避難を想定した施設や経路のバリアフリー化
5. マスタープランの活用

【基本構想等作成促進に向けた大阪府の取組み】

1. 府域一元的なまちのバリアフリー情報の提供
2. 基本構想等の作成に係る広域的な視点からの助言・情報提供
3. 国や鉄道事業者等との協議・調整
4. 鉄道駅等のさらなるバリアフリー化の検討

(基本構想によるまちの整備事例)



JR高槻駅周辺